

## 帯広少年院跡地土地利用可能性調査業務委託

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 実施の理由

市街地中央部に位置し緑豊かな緑ヶ丘公園と隣接する国有財産（帯広少年院跡地）は、市民の生活に新たな価値を生み出す大きな可能性を有している重要なエリアである。

本業務では、市民の心豊かな暮らしや魅力的で特色ある都市の実現に向け、緑ヶ丘公園周辺エリアの価値や魅力の向上につながるよう、隣接する緑ヶ丘公園と連携した帯広少年院跡地の土地利用の可能性について調査するほか、活用手法や事業スキームについて検討するものである。

#### 2 対象地

帯広少年院跡地（帯広市字緑ヶ丘3の2、3）※別紙位置図参照

#### 3 業務等の概要

業務内容

- (1) 緑ヶ丘公園周辺エリアの魅力や可能性の調査
- (2) 緑ヶ丘公園周辺エリアにおける帯広少年院跡地について、考えられる土地利用や事業スキーム、構想図の案作成（複数提案）
- (3) 庁内向け先進地事例セミナーやワークショップ等の開催
- (4) 類似・参考事例の調査（視察同行）

なお、業務の詳細については別紙「仕様書」のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、特定された受託者の提案に応じて、仕様を変更することができる。

#### 4 担当部課

帯広市都市環境部都市建築室都市政策課

#### 5 プロポーザルの方式

公募型

#### 6 参加資格条件

- (1) 過去に本業務委託と同種、または類似する業務を実施または受託した実績を有すること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるものではないこと。
- (3) 帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

- (4) 市町村税の滞納をしている者ではないこと。
- (5) 帯広市の入札参加資格停止の措置を受けている者ではないこと。

## 7 公募要領の入手方法、場所

帯広市ホームページ、または、本実施要領「8 参加申込(4)提出先」において配布する。

## 8 参加申込

### (1) 申込方法

直接持参又は郵便・宅配便による。

### (2) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ② 同種または、類似する業務の実績が分かる資料
- ③ 暴力団等の排除に係る誓約書
- ④ 市町村税完納証明書

### (3) 提出期限

令和5年4月21日（金）午後5時（必着）

### (4) 提出先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1 帯広市都市環境部都市建築室都市政策課

### (5) 参加資格有無の通知

参加資格の有無にかかわらず、参加申込者に通知する。

## 9 提案書の提出

### (1) 提案書の内容

- ① 本業務に対する実施方針、実施体制及び実績
- ② 本業務の背景、目的
- ③ 現況調査の方法
- ④ 類似・参考事例の調査方法
- ⑤ 土地利用ニーズの調査方法
- ⑥ 土地利用検討の方法
- ⑦ 業務工程表
- ⑧ 見積価格

### (2) 提案書作成に係る注意事項

別紙「仕様書」による

(3) 提出先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1 帯広市都市環境部都市建築室都市政策課

※ 直接持参とする。ただし、書留郵便など追跡が可能なものについてはその手法による提出を認める。

(4) 提出期限

令和5年5月19日（金）午後5時（必着）

(5) 提出部数

正本1部、副本6部とする

(6) 提供可能資料

発注者から提供可能な資料については、以下のとおりである。

- ① 都市計画図（1/25000）
- ② 第七期帯広市総合計画及び第2次都市計画マスタープランのほか、本業務において必要とする各計画等

## 10 説明会

開催しない

## 11 質疑・回答

(1) 受付期間

令和5年4月11日（火）～5月9日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

別添「質問票」により、本実施要領「20 連絡先」に記載する連絡先に電子メールやFAXのほか、直接持参により提出。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、すみやかに回答する。なお、回答は質問者及び回答日において提案者として選定された者全てに通知するとともに、帯広市ホームページに掲載する。

## 12 審査・特定方法

(1) 受託者の特定

受託者は、提案書のプレゼンテーションにより、帯広少年院跡地土地利用可能性調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が(2)評価基準に基づき評価し、評価点が最高点の提案者を特定する。

提案者の実績等を正確に評価するため、称号又は名称等を匿名とせずに審査するが、帯広市ホームページ等での情報公開時は受託者以外の提案者名は匿名とする。

## (2) 評価基準

評価項目	評価基準	点数
業務実績 20点	同種又は類似業務の実績	20点
実施体制 20点	技術者の配置体制	10点
	技術者の経験・資格・実績	10点
業務提案書 50点	本業務の背景、目的の理解	5点
	現況調査（現状分析、上位計画、各種法規制等の整理）の方法	5点
	類似・参考事例の調査方法	5点
	土地利用ニーズの調査方法	15点
	土地利用検討の方法	20点
業務行程表 5点	各業務の実施に必要な期間の設定 期間内の業務完了見込み	5点
コスト 5点	提案内容に要するコスト	5点

## (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた提案者全員に対して通知する。

## 13 プレゼンテーションの実施

### (1) 実施日時

令和5年5月23日（火）午前9時～（予定）

### (2) 実施場所

帯広市役所 10階第3会議室

※プレゼンテーションの順番は、原則、提案書の到着順とするが、希望がある場合は調整を行う。また、当日、機材等を使用する場合も調整を行う。

### (3) 実施方法

① プレゼンテーション（30分以内）※準備時間は除く。

提案書に基づいた説明（特徴・強み等）とし、説明者は2名を上限とする。

② 審査委員による質疑（10分程度）

### (4) その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、プレゼンテーションの日程や方法を変更する場合は、提案者に別途通知する。

## 14 スケジュール

- 令和5年4月 5日（水） 第1回プロポーザル委員会開催
- 令和5年4月11日（火） プロポーザル参加業者公募開始
- 令和5年4月21日（金） 参加申込書提出期限
- 令和5年4月24日（月） 第2回プロポーザル委員会開催
- 令和5年4月25日（火） 参加資格確認通知の送付
- 令和5年5月 9日（火） 質問票提出期限
- 令和5年5月19日（金） 提案書提出期限
- 令和5年5月23日（火） 第3回プロポーザル委員会開催（プレゼンテーション）  
市庁舎10階第3会議室
- 令和5年5月25日（木） 審査結果通知の送付
- 令和5年5月下旬～ 契約締結・業務開始

## 15 留意事項

### (1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥ 2以上の提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- ⑦ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑧ 本項で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合  
等、委員会が失格であると認めた場合

### (2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

### (3) 辞退

提案書等の提出後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

### (4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) 再委託について

第1 基本事項

- ① 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- ② 受託者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- ③ 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- ④ 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第2 その他

- ① 受託者は、再委託先を変更する場合、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- ② 再委託の相手方から、さらに第三者への委託を行うことは認めない。

(6) その他

- ① 提案者は、提案書の提出を持って、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、帯広市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

**16 遵守事項**

成果品の内容の全ては帯広市に帰属するものとする。

**17 契約に関する基本事項**

特定された受託者と別紙「仕様書」に基づき協議を行い、随意契約により「帯広少年院跡地土地利用可能性調査業務委託」を締結する。

なお、協議が整わない場合又は特定された受託者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価点が次点の提案者と協議することとする。

**18 納期及び契約期間**

契約期間は、契約締結日から令和6年2月29日（木）までとする。

中間報告書の納期は、令和5年10月6日（金）を目途とし、具体的な日時については、契約締結後、業務工程案を提示した上で協議し決定する。

中間報告書は、事前に市と協議した上で作成すること。

事例セミナー等については、市と協議した上で契約期間内に実施すること。

最終報告書の納期は、令和6年2月9日（金）とする。

## 19 提案上限額

19,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 20 連絡先

帯広市都市環境部都市建築室都市政策課都市計画係（帯広市役所 6 階）

〒080-8670 北海道帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

電 話： 0155-65-4175（直通）

F A X： 0155-23-0159

e-mail： [city\\_plan@city.obihiro.lg.jp](mailto:city_plan@city.obihiro.lg.jp)

(別紙位置図)

